第六条第一号	第七条から第十一条まで及び第十二条第二項
第七条の見出し	動産譲渡登記
第七条第二項	動産譲渡登記は
第七条第二項第二号	譲受人
第七条第二項第三号及び第四号	譲受人
第七条第二項第五号及び第七号	動産譲渡登記
第七条第六項	登記原因を譲渡担保とする動産譲渡
第七条第六項各号	動産譲渡担保権者
第九条第一項	譲受人（譲渡担保権者（動産譲渡担保権者又は債権譲渡担保権者をいう。以下同じ。）が登記されている場合にあっては、当該譲渡担保権者。次条第一項において同じ。）
第九条第二項	当該動産譲渡登記
第十条第一項	譲受人
	動産譲渡登記
第十条第一項第三号	譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産譲渡担保権
第十条第三項	当該動産譲渡登記
第十条第四項	動産譲渡登記
第十条の二の見出し	転譲渡担保権の設定

第七条（第四項及び第五項を除く。）、第九条から第十一条まで（第十条の六を除く。）、第十二条第二項及び第十三条の二第三項	所有権留保登記
第七条の見出し	所有権留保登記は
第七条第二項	当初留保売主等
第七条第二項第二号	当初留保売主等（留保売主等（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十九号に規定する留保売主等をいう。以下同じ。）であって、動産譲渡登記ファイルに最初に記録されるものをいう。以下この項において同じ。）
第七条第二項第三号及び第四号	所有権留保登記
第七条第二項第五号及び第七号	所有権留保登記
第七条第六項	留保売主等
第七条第六項各号	所有権留保登記
第九条第一項	留保売主等
第九条第二項	当該所有権留保登記
第十条第一項	留保売主等
	所有権留保登記
第十条第一項第三号	留保所有権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十八号に規定する留保所有権
第十条第三項	当該所有権留保登記
第十条第四項	所有権留保登記
第十条の二の見出し	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定

第十条の二第一項	転譲渡担保権の設定
	第三十八条第二項
	転動産譲渡担保権の設定
	次項及び第十条の七第二項において
	動産譲渡登記に
第十条の二第一項第二号及び第三号	転譲渡担保権者
第十条の二第一項第一号	転譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第三十八条第三項に規定する転動産譲渡担保権者又は同法第五十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第三項に規定する転債権譲渡担保権者をいう。以下同じ。）
第十条の二第二項	転譲渡担保権の設定
	譲受人
	譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産譲渡担保権
	転譲渡担保権者（次条第一項第一号に規定する転譲渡担保権者をいう。）
第十条の三の見出し	譲渡担保権者等
第十条の三第一項	譲渡担保権者
第十条の三第二項	転譲渡担保権者
第十条の三第三項	譲渡担保権者等（譲渡担保権者又は転譲渡担保権者をいう。次条において同じ。）

第十条の二第一項	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定
	第百十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第二項
	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定
	以下
	所有権留保登記に
第十条の二第一項第二号及び第三号	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十条の二第一項第一号	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十条の二第二項	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定
	留保売主等
	留保所有権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十八号に規定する留保所有権
	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定（次条第一項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定をいう。）を受けた者
第十条の三の見出し	留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十条の三第一項	留保売主等
第十条の三第二項	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十条の三第三項	留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
	所有権留保登記に